

令和五年三月十三日付け広島県報（号外）第十三号に登載の広島県条例第十八号（広島県議会情報公開条例の一部を改正する条例）の一部を次のように訂正する。

議会事務局総務課長

ページ	行	正	誤
二	改正後欄の最後 から一行目	（令和五年広島県条例第十七号）	（令和五年広島県条例第 号）